

【歩行喫煙は禁止です】福生市清潔で美しいまちづくり条例では、市内全域の公共の場所で歩行喫煙をしないよう定めています。快適な生活環境を確保するため、ご協力をお願いします。【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

コミュニティビジネスを始めた人を支援します！

福生市空き店舗対策事業補助金募集

市内でコミュニティビジネスを始めようとする方に、事業支援として家賃等の助成を行います。初期費用として60万円、または家賃の2分の1(月5万円を上限として12か月分)を助成します。募集件数は1件です。事業内容を審査し、助成の可否を決定します。募集要項・申請書等は市役所第二棟2階シテイセールス推進課で配布しています。【申込み】12月20日(金)までに、募集要項に記載の必要書類を揃えて、直接、シテイセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740へ。

くるみるガイドツアー福生×昭島共催企画

「新春のふっさ・あきしまを歩く」福生では、熊川神社内の美術館で古今鑑の鑑賞と石川酒造の酒蔵見学、おいしいランチをお楽しみください。午後は昭島で湧水のみられる下の川、啓明学園内の旧三井家拜島別邸「北泉寮」などをご案内します。歩きやすい靴でご参加ください。【日時】1月21日(火)午前9時～午後3時ごろ【集合時間・場所】午前8時50分・JR拜島駅自由通路【定員】先着15人【参加費】2,500円(食事代、保険代、入館料等)

【歩行距離】約5km

【申込み】12月3日(火)～1月10日(金)までの午前10時～午後6時の間に、くるみるふっさへ直接または電話 ☎ 530・2341でお申し込みください。(月曜定休)

シテイセールス推進課からのお知らせ

① たっけー☆☆がファミリーマート一日店長に就任します【日時】12月8日(日)①午前10時～正午②午後1時～3時【対象店舗】①福生横田基地前店②福生駅前店【特典】各店先着10人の方にあっけー☆☆ソングCDをプレゼント【たっけー☆☆から年賀状をもらおう！】 たっけー☆☆から特製年賀状をもらいませんか？

【申込み】住所・氏名・たっけー☆☆へのメッセージ・50円切手を添えて、シテイセールス推進課へ直接または郵送(〒197-8501福生市本町5)でお申し込みください。【問合せ】シテイセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740

多摩川堤防の伐採木を無償配布します

【日時】1月15日(水)・31日(金)午前10時～午後3時【場所】東京都水道局高月浄水所付近の堤防ほか1か所【申込み】12月16日(月)までに申込用紙に記入し、郵送等で京浜河川事務所多摩川上流出張所(〒197-

0004福生市南田園3-64-2)へお申し込みください。【問合せ】京浜河川事務所多摩川上流出張所 ☎ 552・0667 ※詳細はホームページ [http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/] をご覧ください。

「ネイチャークラフト」

ドングリや木の枝など自然のなかにある材料を使って、素敵なクリスマスリースを作ります。【日時】12月8日(日)午前9時30分～11時30分

【集合場所】川の志民館【活動場所】多摩川中央公園【対象】中学3年生まで(ただし、未就学児は保護者同伴)【申込み】12月6日(金)までに環境課環境係 ☎ 551・1718へ。

住宅用省エネルギー・新エネルギー設備助成金交付制度をご利用ください

市では、地球温暖化対策の一環として、市民の皆さんが住宅用省エネルギー・新エネルギー設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成します。※抽選で申請できる方を決定します。

▼助成金の対象者 次の条件をすべて満たす方

- ①抽選で当選していること
- ②市内に住所を有していること
- ③市税の滞納がないこと
- ④自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方、または自ら居住するために助成対象設備の設置された新築住宅を市内において新たに購入した方で、設備費用の支払いまたはローン契約が完了している方

▼応募について

平成25年4月1日～平成26年3月31日に設備を設置する予定の方で助成金の対象となる方は、抽選受付締切日までに往復はがきでお申し込みください。(抽選受付締切日：1月31日(金)※当日消印有効)

▼往復はがきの書き方

【往信表】〒197-8501 福生市本町5 環境課環境係行 【往信裏】①氏名②生年月日③住所④電話番号⑤対象設備名(製品メーカー、製品型式)⑥設置(予定)日⑦申請予定金額⑧システム出力数(太陽光発電応募者のみ) 【返信表】申請者の住所、氏名 【返信裏】無記入

▼抽選について

【日時】2月12日(水)午後2時～ 【場所】商工会館301会議室 ※申請できる優先順位を抽選で決定します。なお、結果郵送します。

▼ご協力いただくこと

助成金を受ける方は、次のことにご協力いただきます。○助成対象設備の設置前及び設置後の1年間の電気、ガス及び水道の使用量の報告 ○助成対象設備の設置に関するアンケート調査に対する回答 ○電気、ガス及び水道の使用量の削減その他二酸化炭素の排出の削減に向けた取り組みなど ※申請時にはこれらの報告等は必要ありません。

▼対象設備と助成額

対象設備のうち、いずれか1点について助成します。

対象設備の種類	助成金の上限額
太陽光発電システム	10万円(最大出力1kWあたり3万円。ただし、1kW以上の出力を有するものに限る)
太陽熱利用システム	①自然循環式…1万5千円(1㎡あたり5千円で最大3㎡まで) ②強制循環式…3万円(1㎡あたり1万円で最大3㎡まで)
ガス発電給湯器(通称：エコウィル)	1設備あたり3万円
燃料電池(通称：エネファーム)	1設備あたり10万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(通称：エコキュート)	1設備あたり3万円

※平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に設置され、設備費用の支払いまたはローン契約が完了している機器であること(平成25年度以前に設置したものは、助成対象となりません。) ※助成金の交付は同一住宅に対して1回限りです。今までにこの助成を受けた方は申請できませんので、ご注意ください。 ◆市以外の他団体(国や東京都など)の助成制度と併せて利用することができます。 【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

■入浴回数券 20%割引販売

11回分のお得な回数券(3時間利用)を割引価格で販売します。【期間】12月7日(土)～20日(金) ※休館日を除く

区分	通常価格→割引価格
福生市・青梅市・羽村市・瑞穂町在住の方	大人 5,000円 → 4,000円
	子ども 2,500円 → 2,000円
上記以外に在住する方	大人 8,000円 → 6,400円
	子ども 4,000円 → 3,200円

■ゆず湯(冬至風呂)

1年で夜が一番長くなる冬至に、露天風呂でゆず湯を実施します。【日程】12月22日(日)

■クリスマスイベント

小学生以下のお子様たちにお楽しみプレゼント！(入館者対象) 【期間】12月21日(土)～25日(水)

※休館日を除く

■教室案内

①フラダンス教室…毎週水曜日午後1時～2時

②ヨガ教室…毎週木曜日午後1時30分～2時30分

【参加費(1回)】①、②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、そのほかに在住の方1,100円 ※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。

■年末年始の営業について

〈浴場施設〉[休館日]12月30日(月)～1月1日(祝) [開館日]1月2日(火)の正午から営業

〈体育館、集会施設〉[休館日]12月29日(日)～1月3日(金) [開館日]1月4日(土)から営業

※フラダンス教室は1月8日(水)、ヨガ教室は1月9日(木)から開催します。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626 ※ホームページもご覧ください。

年末年始ごみ・し尿収集日程

収集種類	年末	年始	申込み
戸別収集	12月30日(月)まで		環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731 リサイクルセンター ☎ 552・1621 ☎ 551・9150
拠点回収	12月27日(金)まで(一部を除く)		
し尿	12月27日(金)まで ※受付は20日(金)まで	1月6日(月)から(拠点回収は一部除く)	
粗大ごみ	12月27日(金)まで ※受付は20日(金)まで、持込みは27日(金)まで		

※1月6日はごみの量が大変多く、一日では収集できない場合があります。何日かに分けて出すようご協力をお願いします。

▼スプレー缶類は中身をすべて使い切り、カン・金属の日に出してください！

中身の入ったまま出された、スプレー缶類による発火事故が毎年発生しています。出すときは必ず中身を使い切り、カン・金属の日のカゴまたは容器に直接入れて出してください。事故が発生すると、ごみ処理ができなくなることがあります。

ごみの収集運搬に携わる人や、処理施設で働く人の安全を守るため、皆様のご協力をお願いします。

▼年内の粗大ごみ回収の申込みはお早めに！

年末は大掃除などによって出た粗大ごみの回収の申込みが集中します。ご希望の日回収できない場合もあります。12月受付の内容変更等の電話が多くなっています。電話がかかりにくくなりますので、回収物をよく取りまとめたくてお申し込みください。なお、リサイクル品の販売は、年内は12月25日(水)まで、年始は1月8日(水)から行います。【申込み】リサイクルセンター ☎ 552・1621、☎ 551・9150へ。

【平成26年4月からごみの収集体制が変わります】〈主な変更点〉①回収拠点は全て廃止②可燃ごみの収集を週3回から週2回に変更③容器包装プラスチックの収集を2週に1回から週1回に変更 ※詳細は、清掃だより11月1日号をご覧ください。【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731